

一審（京都地裁）での私達の主張と判決内容

- ① 令和の大嘗祭は、古代から連綿と続く伝統儀式などではなく、明治に再編されたものであるが、大嘗祭の諸儀式がもつ服属儀式として性格は払拭されることなく、現代に至っている。（証人：高木博志氏）
- ② 大嘗祭が宗教儀式であることは争いのないところであり、「社会的儀礼＝多数者」を根拠にして是認することは、現行憲法の政教分離規定に違反している。（証人：横田耕一氏）
- ③ 「目的効果基準」は国家と一般社会の宗教との関わりに関する判断基準であって、国家機関でもある天皇の宗教（皇室祭祀）については、憲法制定過程の議論（スタッフスタディ）の主旨からも国家との厳格な分離が求められる。（証人：佐々木弘通氏）
- ④ 京都府の一連の大嘗祭関連儀式への関与行為は地方自治法に基づく事務（住民福祉の増ほか）にあたらない。

しかし京都地裁（第三民事部 植田智彦裁判長）の判決は、証拠も論理も無視し、以下のような内容であった。

- ① 戦前と戦後の大嘗祭の形式が共通していても、儀式の意味合いは社会状況等によって変化し、服属儀礼や神聖性獲得という意味合いが引き継がれていることを意味せず、国民主権原理や象徴天皇制に反するとは認められない。
- ② 大嘗祭の宗教性が極めて高いという主張は一つの見方であり、大嘗祭に一般人が宗教的意義を認めるとは考え難く、天皇の即位に祝意を表すための社会的儀礼との受け止め方が自然である。
- ③ 「教会と国家の分離」を求める政教分離ではなく、「君主の宗教」への対応としての政教分離は憲法上の規定とは認められない。
- ④ 京都府の関与は宮内庁からの強制ではなく、京都府の自律的な行為であり、地方自治法にも反しない。

第1回口頭弁論	2021年 2月 9日	第7回口頭弁論	2022年 7月 25日
第2回口頭弁論	2021年 4月 20日	第8回口頭弁論	2022年11月 7日
第3回口頭弁論	2021年 6月 29日	第9回口頭弁論	2023年 1月 31日
第4回口頭弁論	2021年10月 19日	第10回口頭弁論	2023年 4月 18日
第5回口頭弁論	2022年 1月 24日	第11回口頭弁論	2023年 6月 6日（証人調べ）
第6回口頭弁論	2022年 4月 18日	第12回口頭弁論	2023年 9月 8日（結審）
判決	2024年 2月 7日		
控訴	2024年 2月 20日	控訴理由書提出	2024年 5月 31日

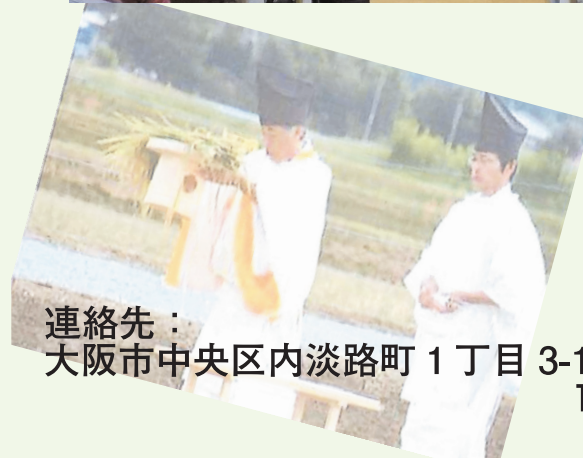
裁判の資料は以下の URL へ。

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>
「靖国合祀イヤです訴訟」で検索して、
ブログの「京都・主基田拔き穂の儀違憲訴訟」に進んで下さい。

サポーター募集中

＊サポーター年会費 一口1,000 円、団体賛同金 一口 5,000 円
郵便振込口座番号 00980-8-35073
加入者名 靖国抗議アジア訴訟団
（「京都・主基田拔き穂の儀違憲訴訟団」と明記）

すきでんぬきほぎ 京都・主基田拔き穂の儀 違憲訴訟



連絡先：
大阪市中央区内淡路町 1 丁目 3-11-402 SORA内
Tel06-7777-4935

その支出、ちょっと待ったあゝ

原告の言葉

菱木 政晴

天皇の代替わりに関して、違憲のオンパレード(憲法学者横田耕一氏)が生じている。それは、現憲法の中の天皇というものに、必然的な矛盾があるからである。

象徴天皇なるものが何を意味しているかは意見の分かれるところだとしても、帝国憲法で規定された神権天皇ではないということについて異論はないと思われる。ところが天皇自体が神性・宗教性を帯びていることを明示する儀式が「登極令」に定められた代替わり諸儀式(大嘗祭・抜き穂の儀等)である。敗戦後、登極令は廃止されており、当然のことながら象徴天皇には相応しくない。だから、この儀式に参列することを「社会的儀礼」の範囲内と認定することはけっしてできないのである。にもかかわらず、日本国憲法下で二度にわたってこの違法が押し通されてきた。

宗教的なものにかかわる一般的な態度は、漠然とした恐れと敬意であ

る。漠然としているのは、宗教経験が通常の実験と異なるからである。というよりは、通常の実験を超越しているものを宗教と定義するのだと言う方がわかるかもしれない。また、宗教は単に個人の内面にあるだけでなく、集団の統合や苦痛の慰藉などの社会的機能を有している。だから、漠然としていると同時に超越的なものは、時には極めて強い社会的影響をもたらす。戦前に大きな力を持ったいわゆる国家神道が皇国のために死ぬことを至上の価値とさせてしまったことがその典型である。天皇に神性・宗教性を帯びさせることによって生じた漠然とした恐れと尊重が人びとに同調を強いるのである。その反省から、基本的人権を侵害させないために、日本国憲法は、厳格な政教分離規定を持った。天皇をめぐる様々な宗教性を私的な領域にとどめて、国や自治体とのかかわりを断つことは、皇室に属する人も、それ以外の日本国籍を有する人も、日本国籍を有しないで京都府などに暮らす住民などすべての人の安全を守ることになるのである。京都府知事ら公職にあるものはこれらの儀式にかかわってはいけないのである。

京都・主基田抜き穂の儀違憲訴訟とは

京都地裁に提訴された「京都・主基田抜き穂の儀違憲訴訟」は、2019年5月13日の新聞報道「皇居・宮中三殿で行われた「斎田点定の儀」で、天皇の皇位継承に伴う重要祭祀「大嘗祭」の際に使うコメを育てるための「斎田」のうち、主基（すき）地方は京都府に決定」から始まった。

「ほっとくわけにはいかないね」と、7月30日に西脇京都府知事宛に「知事や職員の即位・大嘗祭の諸儀式への関与や公金支出などの違法行為をしないように」「国（宮内省）などから関与の要請があっても、憲法遵守の観点から断ってください」との要請文を提出。しかし、西脇知事は9月27日の「斎田拔穂の儀」にも、11月14日の大嘗宮の儀にも参列した。

翌年8月21日提出した住民監査請求は、10月5日に斥けられたため、11月4日に京都府知事らの以下の①～③の各行事への参列・出張に対する給与及び旅費の支給は違法な公金支出であるとして、西脇隆俊京都府知事を被告に、損害賠償請求を求める裁判を提訴した。

- ① 2019年9月27日、南丹市で行われた「主基田拔穂の儀」への京都府知事、京都府農林水産部長の参列。
- ② 2019年10月15日、「主基田」で収穫された新穀献納の儀に参列するため京都府東京事務所長が東京事務所（会館）から皇居に出張。
- ③ 2019年11月14日、15日に行われた大嘗宮の儀及び16日の大饗の儀（悠紀殿供饌の儀と主基田供饌の儀）に参列するため、京都府知事は京都から出張。

府知事大嘗祭参列 違憲提訴

原告市民「違反是正は責務」



西脇知事が公務で大嘗祭の諸儀式に参列し、公金を支出したのは違憲と訴えて会見する原告ら（４日、京都市中京区）

西脇知事らが公務で大嘗祭の諸儀式に参拝し、公金を支出したのは適憲と訴えて会見する原告ら（４日、京都市中京区）

府は諸儀式への知事の参拝が私的行為として行われるのをおかしいと訴えた。

原告代表で元大学教授の
菱木政晴さん(70)＝西京
区＝は「大嘗祭は国家神
道の中心的儀式だ。宗教に

た。平成の代替わりの際にも、大嘗祭への公費支出を巡って各地で訴訟が提起さ
給された。宗教儀式に關与し公金を支出することは憲法に違反すると主張している。

晩秋行われた天皇即位に伴う祭祀「大嘗祭」の諸儀式に京都府西脇郡後知事らが公務で参加したのは憲法が定める政教分離の原則に違反するとして、西脇郡事に金約99万円の返還を求めて4日に提訴した原告らが京都市内へ登壇し、憲法が定める政教分離の原則にのっとった判断を求めた。

は信じる由もあるが、信
じない由もある。儀式に
は信仰する人が費用を出
すべく、公費を使用して知
事が参列することは絶対
にいけない」と強調。一政
教分離を守ることで困る
人はないし、全の人に
こつて有罪はず。憲法の
規定に違反する行為を是
正するのは、1人市民と
して当然義務だと述べ

参列について、「憲法の
政教分離規定違反とい
う社会的儀礼の範囲内だ
と看
な」とコメント。
昨秋より、昨年9月、
南阳市で行われた大嘗
祭に「コメ収穫する儀式
」王墓田後継の儀や、
同月に催された主要儀式
大嘗宮の儀、西脇式
知や府職員が参列し
給う旅費計39万円を支